

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.218

2023. 12. 1
発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 実務者会議
連絡先 県生協連・県消団連
TEL 019-684-2225
FAX 019-684-2227

すすめよう！「憲法改悪を許さない全国署名」 岩手の署名は 31,127 筆（～11月末。うち郵送 351 通・1,364 筆）

◇返信用封筒もあります。地域配布等に活用ください。ご希望の団体は岩手県生協連まで。

今年も市内全6高校に「高校生向けリーフレット」を配布（7年目）

～平和憲法・9条を守る花巻市民の会～



高校生に日本国憲法をより深く知ってもらおうと、三つ折りのリーフレットを作成し、8月29日～9月1日、市内6高校（花巻北、花巻南、花巻農、花北青雲、大迫、花巻東）で、登校してくる生徒さんに直接手渡しする方法で配布しました。

花巻南高校では、コロナ感染のため2～3学年が学年閉鎖となり1年生のみへの配布となりましたが、それでも前年の半数ほどを配布。6校で1,224名（生徒数の約45%）に、このリーフレットを配布することができました。

昨年はコロナの影響を考慮して10月末の配布で寒い朝でしたが、今年は一転、猛暑の中の行動となりました。

2020年から始めた花巻空襲体験談の掲載は好評で、今年も2020年と同じ故秋山潔さんの貴重な体験談を再度掲載させていただきました。（加藤昭雄）



「9条は宝」を再確認。失うわけにはいかない～「中津川九条をまもる」会18周年集会～

9月22日、参加20名で開催しました。

最初に、3月23日から3日間、日本生協連の「ピースアクション in オキナワ」に参加したいわて生協理事2名が、沖縄の戦時中、戦後、そして現在の問題について学習してきた報告DVDをいわて生協のコープ総代会で見て、とても良かったので、もっと多くの方に聞いて見て欲しいと思い、上映しました。

次に、8月に長崎で開催の原水禁世界大会に盛岡医療生協から参加した太野佑哉さんから、報告をいただきました。

現地の方の想いを感した。実際に現地に足を運んで事実や歴史を吸収して自分なりの意見を持つことが出来る貴重な機会でした。と話していました。

参加者からは、「戦争は絶対反対。憲法9条をもつ日本は平和のため世界



《 2面に続く 》

に向けて発信すべき。戦争準備より平和教育等力を入れるべきことが沢山あるのではないか」「今私たちが自分らしく生きていけるこの環境を未来の子供たちにも引き継いでいく必要があると改めて感じた。将来について向き合う時間を多くの人に持ってもらえたらいい」「平和の取り組みに参加されている方々がお若いということに希望を感じた。これからも戦争について語り継いでいかななくては」等の感想が出されました。(本多多津子)

<事務局からのお知らせ> 街頭宣伝・署名行動・学習等に活用ください!

①「平和、いのち、くらしを壊し、市民に負担を強いる軍拡、増税に反対する請願署名」署名の取り組み

全国市民アクションからは、新しい署名への取り組みも呼びかけられています。現在取り組んでいる「憲法改悪を許さない全国署名」と一緒に取り組むことも大歓迎とのことです。可能な団体は、こちらの署名の取り組みもお願いします。署名用紙は、ご希望の枚数をお送りします。

②「必要ですか?さらなる軍事力」リーフレット

全国市民アクション作成のリーフレット「必要ですか?さらなる軍事力」(A5判4ページカラー)を印刷しました。今回のニュースに1部同封しました。9条の会のみなさんに無料で差し上げますので、ご連絡ください。

◇どちらも、お申し込み・お問い合わせは、岩手県生協連まで。

日本は世界第4位の「貿易大国」
日本にとって海上封鎖(経済制裁)は致命的だから

2021年 日本対外輸出	2021年 日本対外輸入
米 1,798(21.6%)	米 2,038(24%)
アメリカ 1,483(17.8%)	アメリカ 890(10.5%)

世界軍事力ランキング

順位	国
1位	アメリカ
2位	ロシア
3位	中国
4位	インド
5位	日本
6位	韓国
30位	北朝鮮

日本社会の課題は待ったなし
5000円までできる

必要ですか?さらなる軍事力

Q 軍事力強化は必要か? A 必要か? 必要と答える人は、軍事力強化を必要とする。軍事力強化を必要としない人は、軍事力強化を必要としない。

Q 平和憲法があるのに許されるのか? A 平和憲法があるのに許されるのか? 平和憲法があるのに許されるのか? 平和憲法があるのに許されるのか?

みんなが平和で、豊かに暮らせる社会の実現を

コラム — 国際政治における“ダブルスタンダード”の行使を拒否しよう! —

今回はイスラエルとハマスによる“戦争”、報道に触れるたびにまだ「停戦」にならないのかとため息をつくばかりのこの頃、皆さんは如何ですか。

前回は10月18日、国連安全保障理事会で、常任理事国の米国の拒否権行使により、「停戦」を求める決議案(ブラジル案)が不採択になる様子を報道文の抜粋を見ながら、皆さんと確認し合いました。そして日本は「日本国憲法」にしっかり立脚すれば、同「決議案」に「反対」するのではなく、「日本国憲法」に基づく「平和外交」を行うことが出来る旨を皆んなで確認できたと思います。如何だったでしょうか。

今回は念のため「ダブルスタンダード」とは何なのかを確認してみたいと思います。百も承知の方には気の進まないことではないかと思えます。そういう方には今しばらく我慢をしていただければ幸いです。

「ダブルスタンダードとは、同じ事柄を2つの基準で評価すること、または評価の対象によって適用する基準を変えることを指す言葉である。日本語では「二重規範」や「二重基準」とも言う。この言葉は、不公平や差別を批判するときに使われることが多い。」(インターネットから抜粋)

コラム子は何故このような話をするのか。それは第二次大戦後、国際連合の「国際政治」において「民主主義国家」を自慢してやまない、「米国合衆国政府」がその「拒否権」の行使をして来たからであります。そのほかの国の政府は「拒否権」を行使しても良いということではありません。ここの「要点」を私どもはしっかり「把握」しなければならぬことを確認し合いたいと思います。

日本政府もこの「点」にしっかりと立脚すれば、日米安全保障条約下であっても「自主的な外交姿勢」をとることが可能だと思えます。如何でしょうか。(T)



「12月の岩手の会街宣行動」

8日(金)12:15~12:45盛岡市大通・野村証券前

ご都合のつく方は、ぜひご参加下さい。